



五戸町での起業をサポート！

五戸町の未来を創る起業支援事業 応募者募集中

町内での起業を奨励し、起業した方に対し、五戸町の未来を創ることを期待し補助金を交付します。

補助上限額

50万円

補助率

10/10

募集期間

令和8年7月6日（月）～令和8年9月25日（金）
午後5時必着

支援内容

支援金基礎額

30万円



町外からの移住者
（2年以内に転入
してきた者）

20万円

または

空き家・空き店舗
を購入又は賃借

20万円

交付対象

詳細は五戸町HPに掲載の募集要項をご確認ください。

- 令和6年4月1日から令和8年9月25日までの間に、起業していること。
- 特定創業支援事業の支援を受けた事業を行う方。
- 町が実施する他の起業・創業等に係る補助金等の適用を受けていない方。

五戸町HP



©東京ハイジ／五戸町

問い合わせ 書類郵送先

〒039-1513 五戸町字古館21-1
五戸町総合政策課 政策推進室
電話：0178-62-7974（直通）
メール：seisaku@town.gonohe.aomori.jp

申請要件チェックリスト

詳細は五戸町HPに掲載の募集要項をご確認ください。

対象者

- 中小企業基本法に基づく中小企業者であること
- 令和6年4月1日から令和8年9月25日までの間に起業し、個人事業の開業届出または法人の設立登記が済んでいて、その代表者であること
- 特定創業支援等事業の支援を受けていること
- 五戸町の他の起業・創業補助金等の適用を受けていないこと
- 法令順守上の問題がないこと
- 反社会的勢力に該当せず、関係もないこと

対象となる事業

- 主たる事務所が五戸町内にあること
- 事業収益によって自立的な事業の継続が可能であること
- 主たる事業所に代表者を含めて1人以上が勤務していること
- 特定創業支援等事業の支援を受けた事業であること
- みなし大企業（大企業が一定以上出資）に該当しないこと
- 公序良俗に反しないこと
- 風俗営業・性風俗関連特殊営業に該当しないこと

移住加算金

- 令和6年4月1日から令和8年9月25日までの間に、町外から町内に転入していること

※詳細は、募集要項を参照してください。

空き家・空き店舗活用加算金

- 空き家・空き店舗を購入または賃借して事業していること
- 不動産貸付けを主たる目的としない建物であること

提出書類

詳細は五戸町HPに掲載の募集要項をご確認ください。

五戸町の未来を創る起業支援金交付申請書	五戸町HPに掲載しています	
事業計画書		
納税状況確認同意書又は町税に滞納がないことを証明する書類		
移住者に係る誓約書及び同意書		
支援金受給歴に係る申告書		
「個人事業の開業・廃業等の届出書」の写し	個人事業主の場合	
登記事項証明書等の法人設立の事実が分かる書類	法人の場合	
代表者の住民票抄本		
特定創業支援等事業を受けた証明書の写し		
売買関係又は賃借関係のわかる契約書の写し	賃借	空き家・空き店舗活用の場合
空き家・空き店舗であることの証明書		
確定申告書の写し	事業決算を行った場合	